

## 子ども子育て支援事業計画の概要について

### 1 事業計画の法的根拠

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものです。

### 2 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5ヵ年計画

### 3 事業計画の概要

市町村は、事業計画の策定にあたって、国の基本指針に定める提供体制の確保等に関する基本的事項等を踏まえ、地域における子ども・子育てに係るニーズ調査を実施した上で、次に示す事業計画を策定するものです。

#### 【必須記載事項】

- 圏域の設定
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
  - ・ 幼児期の学校教育・保育の需要（ニーズ調査を踏まえ需要見込み）
  - ・ 地域の子育て拠点事業、一時預かり事業、妊婦健診事業、学童クラブ事業等の需要
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期（需要見込みに基づき策定）
  - ・ 認定子ども園・保育園・幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育等
  - ・ 地域の子育て拠点事業、一時預かり事業、妊婦健診事業、学童クラブ事業等
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

#### 【任意記載事項】

- 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策 等
- ※ あきる野市次世代育成支援行動計画（平成22年度～平成26年度）の評価を踏まえた事業

### 4 今後のスケジュール

別紙参照